生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

借　　用　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 借　用　金　額 | 　　　　　　　　　　　　円 |

　生活福祉資金福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。

　ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長　殿

|  |
| --- |
| （借受人）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日 |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　 |
| 生年月日 | 大正昭和　　　　　年　　　　　　月　　　　　日生平成 |

［借入要項］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 受付番号 |  |
| 地　区 | 年　度 | 資金 | 貸付けコード | 市区町村社協 |  |
|  |  |  |  | 民　児　協 |  |
| 1　貸付金の受領方法 | 借受人が指定する金融機関口座への振込による。 |
| 2 貸付金振込先 | 金融機関 |  | 支店名 |  |
| 預金種別 | □普通・□当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義人（カタカナ） |  |
| 3　貸付金の償還 | 据置期間 | 令和　　年　　月 から 令和　　年　　月まで |
| 償還期間 | 令和　　年　　月 から 令和　　年　　月まで |
| 償還方法 | □　月賦償還□　一括償還 |
| 償還場所 | 岐阜県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座　十六銀行 県庁支店　普通　０２７９９１０　口座名義 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 会長 横井 篤 |
| 4　延滞利子 | 上記償還期間中償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利5.0%の延滞利子を徴収します。(4月以降は年利3.0％) |

【留意事項】

①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。

②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。

③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。